

(仮称)北九州市プラスチック製容器包装選別施設
整備運営事業

事業契約書
(案)

平成18年2月

北九州市

(仮称)北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業事業契約書

北九州市(以下「市」という。)は、(仮称)北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業(以下「本事業」といい、第1条第36号に定義されるとおり。)を実施するに当たり、「民間資金等の利用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)の趣旨に則り、民間事業者のノウハウを活用し、効率的、効果的に事業を実施することにより、市の行政コストの削減、早期の施設稼働、民間の事業機会の創出等を目的として、本事業の事業用地の確保、本施設(第1条第39号に定義されるとおり。)の設計、建設、運営、維持管理を民間事業者に対して一体の事業として発注及び委託することとした。

市は、本事業の入札説明書等に従い、総合評価一般競争入札を実施し、最も優れた提案を行った入札参加者である【 】を落札者として決定し、入札説明書等その他本事業遂行の指針となる書類(第6条記載の各書類)に従い本事業を実施するために当該落札者と平成[]年[]月[]日付の基本協定書(以下「基本協定書」という。)を締結した。

市及び事業者は、本事業に関して、次のとおり契約を締結する(以下「本契約」という。)

- 1 事業名 (仮称)北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業
- 2 事業の場所 別紙1「事業場所」の図面の土地とする。
- 3 契約期間 契約締結の日から平成[]年[]月[]日まで
- 4 契約金額 総支払額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の相当額 金 円)
ただし、総支払額等の変更については、別紙3「処理委託料の支払方法」に示すとおりとする。
- 5 契約保証金 保証金額は、4記載の契約金額の総額支払額の100分の5とする。
ただし、契約保証金の納付を免除する場合がある。
- 6 連帯保証人 原則として連帯保証人を1人以上立てることとする。
ただし、連帯保証人を立てないことができる場合がある。
- 7 支払条件 別途事業契約書中に記載のとおり

上記事業について市及び事業者は、各々対等の立場における合意に基づいて、以下に定める条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書を2通作成し、当事者双方がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

市 北九州市小倉北区域内 1 - 1

北九州市

北九州市長 末 吉 興一

印

事業者 【住所】

【会社名】

【代表者名】

印

目 次

第1章 用語の定義	
第1条 (用語の定義)	1
第2章 総則	
第2条 (目的)	3
第3条 (事業の趣旨の尊重)	3
第4条 (事業日程)	3
第5条 (本事業の概要)	3
第6条 (本事業遂行の指針)	4
第7条 (事業者の資金調達)	4
第8条 (許認可、届出等)	4
第9条 (事業用地)	4
第10条 (事業者が第三者に与えた損害)	4
第3章 本施設の設計	
第11条 (本施設の設計)	5
第12条 (進捗状況の報告)	5
第13条 (設計責任)	5
第14条 (市の請求による設計変更)	5
第15条 (事業者の請求による設計変更)	6
第16条 (法令等変更による設計変更)	6
第17条 (不可抗力による設計変更)	6
第18条 (設計の完了)	6
第4章 本施設の建設	
第1節 総則	
第19条 (本施設の建設)	7
第20条 (本件工事に伴う各種調査)	7
第21条 (許認可等の取得)	7
第22条 (施工計画書等)	7
第23条 (工事責任)	8
第24条 (本施設の建設に伴う周辺地域対応)	8
第25条 (ユーティリティーの確保)	8
第2節 市による工事確認	
第26条 (市による説明要求及び工事現場立会い等)	9
第3節 工期又は工程の変更	
第27条 (工期の変更)	9

第28条(工期又は運営開始日の変更による費用等の負担)	9
第29条(工期又は運営開始日の遅延による費用等の負担)	10
第30条(工事の一事中止)	10
第4節 本施設の完工等	
第31条(事業者による試運転及び性能試験)	11
第32条(事業者による完成検査)	11
第33条(市による本施設の完工確認)	11
第34条(市による完工確認通知書の発行)	12
第5章 契約保証金	
第35条(契約保証金)	12
第6章 本施設の運営及び維持管理	
第1節 総則	
第36条(市による本施設の運営・維持管理業務体制の確認)	13
第37条(本施設の運営開始日)	13
第38条(第三者の使用)	13
第39条(本施設の運営・維持管理責任)	13
第40条(本施設の運営・維持管理に伴う住民対応)	13
第41条(本施設の運営開始日の遅延による費用等の負担)	14
第2節 運営及び維持管理	
第42条(本施設の運営・維持管理業務)	14
第43条(運営・維持管理業務計画書等の提出等)	15
第44条(業務報告)	15
第45条(財務状況の報告)	16
第3節 市によるモニタリング等	
第46条(モニタリングの実施)	16
第47条(業務不履行時の手続)	16
第4節 緊急時の対応	
第48条(事故時等の措置)	17
第7章 処理委託料の支払い	
第49条(処理委託料の支払い)	17
第50条(処理委託料の改定)	18
第51条(処理委託料の請求の手続)	18

第 8 章 契約期間及び契約の終了	
第 1 節 契約期間	
第 5 2 条 (契約期間)	18
第 2 節 事業者の債務不履行等による契約の解除	
第 5 3 条 (事業者の債務不履行による契約の解除)	18
第 3 節 市の債務不履行による契約の解除	
第 5 4 条 (市の債務不履行等による契約の解除)	20
第 4 節 任意解除	
第 5 5 条 (市の任意解除権)	20
第 5 節 本事業終了に際しての措置	
第 5 6 条 (本事業終了の効果)	20
第 9 章 法令等変更	
第 5 7 条 (法令変更時の通知)	21
第 5 8 条 (協議及び追加費用の負担)	21
第 5 9 条 (法令等変更による契約の終了)	21
第 1 0 章 不可抗力	
第 6 0 条 (不可抗力事由発生時の通知)	21
第 6 1 条 (不可抗力事由発生時の対応)	22
第 6 2 条 (協議及び追加費用の負担)	22
第 6 3 条 (不可抗力事由発生による契約の終了)	22
第 1 1 章 その他	
第 6 4 条 (連帯保証人への履行請求)	23
第 6 5 条 (公租公課の負担)	23
第 6 6 条 (権利義務等の譲渡)	23
第 6 7 条 (秘密保持)	23
第 6 8 条 (特許権等の使用)	24
第 6 9 条 (著作権)	24
第 7 0 条 (保険)	25
第 7 1 条 (融資機関との協議)	25
第 1 2 章 雑則	
第 7 2 条 (準拠法)	25

第73条(管轄裁判所)	26
第74条(疑義についての協議)	26
第75条(雑則)	26
別紙1 事業場所	27
別紙2 業務概要書	28
別紙3 処理委託料の支払方法	29
別紙4 建設工事前提出図書概要	31
別紙5 事業日程表	32
別紙6 事業者が付保する保険	33
別紙7 完工時提出図書	34
別紙8 モニタリングの実施	35
別紙9 業務不履行時等の措置等	37
別紙10 法令等変更の場合の費用分担規程	39
別紙11 年度別処理見込量	40
別紙12 分別基準適合物の品質基準等	41

第1章 用語の定義

(用語の定義)

第1条 本契約において使用する用語の定義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「運営・維持管理業務」とは、本業務（本条第34号に定義されたとおり。以下同じ。）のうち本施設（本条第39号に定義されたとおり。以下同じ。）の運営及び維持管理に係る業務をいい、その内容は別紙2「業務概要書」のうち、施設の維持管理に関する業務及び施設の運営に関する業務に記載されたとおりとする。
- (2) 「運営開始日」とは、運営・維持管理業務が開始される日をいう。
- (3) 「運営期間」とは、事業者が運営・維持管理業務を行う期間で、運営開始日から平成34年3月31日までをいう。
- (4) 「確認」とは、事業者が市に書類の提出等をした場合、市がその内容を把握し良否を判断する行為又は判断した行為をいう。
- (5) 「基本協定」とは、市と落札者間で平成[]年[]月[]日に締結された（仮称）北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業基本協定書をいう。
- (6) 「建設期間」とは、工事開始日（本条第7号）から工事完工日までをいう。
- (7) 「工事開始日」とは、本件工事（本条第37号。以下同じ。）を開始する日をいう。
- (8) 「工事完工日」とは、市から事業者对本施設の完工確認通知書が発行された日をいう。
- (9) 「工事現場」とは、事業用地のうち、本件工事が行われている場所、工事のための設備が設置されている場所、及び事業用地の搬出入口の周辺道路をいう。
- (10) 「財務書類」とは、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第1条において、公認会計士の監査を受けなければならないとされている書類及びそれらに対する公認会計士の監査報告書をいう。
- (11) 「事業者」とは、市と事業契約を締結する企業をいう。
- (12) 「事業提案書」とは、落札者が入札説明書等に従い市に提出した、本事業に関する提案が記載された書面の全ての総称をいう。
- (13) 「事業年度」とは、毎年4月1日から翌年の3月31日までをいう。
- (14) 「事業用地」とは、本施設を設置し、本事業を行うための土地である別紙1「事業の場所」の図面の土地をいう。
- (15) 「実施方針」とは、本事業に関し、平成18年1月10日に公表された（仮称）北九州市ストックヤード（プラスチック製容器包装選別施設）整備運営事業実施方針をいう。
- (16) 「実施方針に関する質問・回答」とは、実施方針に関して提出された質問を基に市が作成し、及び配布した平成18年1月23日付け実施方針に関する質問回答集記載の質問・回答をいう。
- (17) 「市の休日」とは、北九州市の休日を定める条例（平成3年3月25日条例第2号）第1条に定める日をいう。
- (18) 「周辺住民」とは、周辺地域（本条第19号）に居住する住民等をいう。
- (19) 「周辺地域」とは、事業用地に隣接する地区をいう。
- (20) 「処理委託料」とは、市が、事業者に対して、プラスチック製容器包装等の選別施設を整備し、北九州市が収集し、本施設に搬入するプラスチック製容器包装の選別・

圧縮・梱包作業を実施し、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下、「容器包装リサイクル法」という。）に規定する分別基準適合物をリサイクル業者に引き渡すまでの間保管すること及び施設の運営、維持管理に係る対価として支払う費用をいい、その内容は、別紙3「処理委託料の支払方法」に記載されるとおりとする。

- (21) 「処理見込量」とは、入札説明書作成時点において市が本施設への搬入する見込量として要求水準書で示した量であり、別紙11「年度別処理見込量」に記載した量をいう。
- (22) 「設計・建設業務」とは、本業務のうち本施設の設計及び建設に係る業務をいい、その内容は別紙2「業務概要書」のうち、施設の設計・建設に関する業務に記載されるとおりとする。
- (23) 「設計図書」とは、本施設の建設工事に関して第18条第1項に基づき事業者が市に提出して市の確認を受ける図書の総称をいい、別紙4「建設工事前提出図書概要」に記載された書類によって構成される。
- (24) 「第三者」とは、市及び事業者以外のものをいう。
- (25) 「提案内容」とは、入札説明書等（本条第27号）及び入札説明書等への質問・回答（本条第28号）をふまえ、事業者提案書において提案された内容をいう。
- (26) 「提案水準」とは、要求水準（本条第41号）をすべて満たす事業者提案書において提案された水準をいう。
- (27) 「入札説明書等」とは、本事業に関し公表された入札説明書及びその添付書類（様式集、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、図面及び通知書を含む。）並びにこれら資料に対する質問及びこれに対する市の回答を示した書面の全てをいう。
- (28) 「入札説明書等への質問・回答」とは、入札説明書及び入札説明書別添資料に関して提出された質問書等を基に市がそれぞれ作成し、配布した回答書をいう。
- (29) 「不可抗力事由」とは、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれないものとする。
- (30) 「不適物」とは、市が本施設に搬入するもののうち、プラスチック製容器包装以外のものをいい、「かん・びん」、「ペットボトル」、「その他」に区分するものとする。
- (31) 「分別基準適合物」とは、容器包装リサイクル法第2条第6項及び同法施行規則第4条第6号に定めるものをいい、別紙12の「分別基準適合物の品質基準等」に示す基準を満たすものをいう。
- (32) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、北九州市条例及び規則並びにこれらに基づく命令、通達、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。
- (33) 「法令等変更」とは、法令等又はその解釈が制定、変更又は改廃されることをいう。
- (34) 「本業務」とは、本事業を構成する業務をいい、別紙2「業務概要書」に示す業務並びにこれらに付随し関連する一切の業務をいう。

- (35)「本契約上の秘密」とは、市及び事業者が本契約上の義務の履行又は本契約上の権利の行使に際して知り得た情報で、一般に公開されていないものをいう。ただし、本契約締結前に既に、自ら保有していたもの及び公知であったもの並びに本契約に関して知った後に自らの責めによらずして公知になったもの及び正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなく取得したものを除く。
- (36)「本事業」とは、(仮称)北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業に関し、第5条に記載する業務により構成される事業をいう。
- (37)「本件工事」とは、本事業における本施設の建設工事をいう。
- (38)「本件秘密文書等」とは、本契約上の秘密が記載された文書及び本契約上の秘密が記録された電磁的記録をいう。
- (39)「本施設」とは、本契約、入札説明書等及び事業提案書に基づき、事業者が用意する本事業の用に供するための事業用地、施設、及び設備の全てをいい、その名称は、(仮称)北九州市プラスチック製容器包装選別施設とする。
- (40)「融資機関」とは、本事業を実施するための資金を事業者に融資する【 】、【 】、【 】をいう。
- (41)「要求水準」とは、要求水準書(本条第42号)に記載された本事業の遂行に当たって、事業者が満たすべき最低水準をいう。
- (42)「要求水準書」とは、入札説明書等として公表された(仮称)北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業要求水準書をいう。

第2章 総則

(目的)

第2条 本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の趣旨の尊重)

第3条 市及び事業者は、本事業が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第147号。以下「廃棄物処理法」という。)に規定する一般廃棄物処理施設としての公共性を有し、PFI法に基づく事業として実施され、併せて、一定数以上の知的障害者の雇用の場として、誰もが職業をとおして社会参加できる「共生社会」の実現をはかることを目的とすることを理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

第4条 本事業は、別紙5「事業日程表」に従って実施されるものとする。

(本事業の概要)

第5条 本事業は、事業用地の確保、本施設の設計及び建設、本施設の運営及び維持管理、本契約の終了により本施設を解体撤去する場合には同業務、並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成される。

(本事業遂行の指針)

第6条 市及び事業者は、本事業を、本契約、実施方針、実施方針に関する質問・回答、入札説明書等、入札説明書等への質問・回答及び事業者提案書に従って遂行しなければならない。

2 市及び事業者は、本契約の内容と前項に掲げる書類のうち本契約書以外の書類の内容との間に相違がある場合は本契約の内容を優先する。本契約に記載のない事項について、実施方針に関する質問・回答、入札説明書等、入札説明書等への質問・回答及び事業者提案書の各書類相互間に内容の相違がある場合には、次に掲げる順序に従って本事業を遂行するものとする。

- (1) 入札説明書等への質問・回答
- (2) 入札説明書等
- (3) 実施方針、実施方針に関する質問・回答
- (4) 事業者提案書

(事業者の資金調達)

第7条 本事業について、事業者のなすべき義務の履行に関する全ての費用は、循環型社会形成推進交付金(以下「交付金」という。)を除き、事業者が負担するものとする。

2 本事業に関する事業者の資金調達は、交付金制度及び本契約に別段の規定がある場合を除き、全て事業者が自己の責任において行うものとする。なお、市は、必要に応じて第71条に規定する融資機関との協議等、事業者の資金調達のために合理的な協力を行うものとする。

3 事業者は、交付金申請に係る諸手続について、市と十分な調整を図り、必要な支援を行うものとする。

(許認可、届出等)

第8条 事業者は、本契約上の義務を履行するために必要とされる許認可及び届出(以下「許認可等」という。)について、その責任及び費用において申請し、これを取得し又は届出を行い、これを維持するものとする。許認可等には、本業務の実施に必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の工業所有権の登録あるいはその実施権の取得も含まれるものとする。

(事業用地)

第9条 事業者は、事業用地において本事業を実施する。

2 事業者は、前項の事業用地について事業期間を通じて使用できるよう、確保しなければならない。

(事業者が第三者に与えた損害)

第10条 事業者が本業務を行うにつき、第三者に損害を与えた場合、事業者は、当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち当該第三者又は市の責めに帰すべき事由により生じたものを除く。

第3章 本施設の設計

(本施設の設計)

第11条 事業者は、本契約締結後すみやかに、関係法令等を遵守の上、本契約、実施方針、実施方針に関する質問・回答、入札説明書等、入札説明書等への質問・回答及び事業者提案書に基づき、かつ第20条第1項に定める各種調査結果を踏まえ、市と協議の上、本施設の設計を行うものとする。

(進捗状況の報告)

第12条 事業者は、市に対し、本施設の設計の進捗状況に関して、定期的に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市は、本施設の設計の進捗状況に関して、適宜、事業者に対して報告を求めることができる。

(設計責任)

第13条 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本施設の設計に関する一切の責任（設計上の誤り及び事業者の都合による設計変更から発生する追加費用の負担を含む。）を負担する。

(市の請求による設計変更)

第14条 市は、必要があると認める場合、設計図書の完成前であると完成後であるとを問わず、事業者に対して、第37条の規定による運営開始日の変更を伴わず、かつ事業者提案書の範囲を逸脱しない範囲で、変更内容を記載した書面を交付して、本施設の設計変更を求めることができる。この場合、事業者は、当該変更の要否及び事業者の本事業の実施に与える影響を検討し、市に対して市からの設計変更請求を受けてから14日以内に、その検討結果を通知しなければならない。市は、かかる事業者の検討結果をふまえて設計変更の要否を最終的に決定し、事業者に通知する。

2 市が、第37条に規定する運営開始日の変更を伴う設計変更又は事業者提案書の範囲を逸脱する設計変更の提案を行った場合、事業者はその当否及び費用負担について市との協議に応じるものとし、協議が調った場合には、設計変更を合意して実施するものとする。

3 第1項又は前項の規定に従い、市の責めに帰すべき事由に基づき、事業者が本施設の設計変更を行った場合に、当該変更により事業者に追加費用又は損害（ただし、得べかりし利益は、事業者の損害に含めないものとする。以下、事業者の損害につき同じ。）が発生したときは、事業者は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求し、市は、当該追加費用又は損害を合理的な範囲において負担するものとし、負担方法については事業者と協議する。また、当該設計変更により、本契約に基づく事業者の業務に係る費用が増減したときは、第7章の規定に基づいて毎月毎に支払われる処理委託費の支払額を増減する。

4 第1項又は第2項の設計変更に起因する第22条第1項記載の施工計画書等記載の工期又は第37条に規定する運営開始時の変更については、第27条第1項及び同条第3項を準用する。

(事業者の請求による設計変更)

第 15 条 事業者は、市の事前の承諾を得た場合を除き、本施設の設計変更を行うことはできないものとする。

2 前項の規定により事業者が市の事前の承諾を得て本施設の設計変更を行う場合、当該変更により事業者に追加費用又は損害が発生したときは、原則として事業者が当該費用を負担するものとする。ただし、市が必要と認めた場合には市が負担するものとし、負担方法については事業者と協議する。また、当該設計変更により、本契約に基づく事業者の業務にかかる費用が増減したときは、第 7 章の規定に基づいて毎月毎に支払われる処理委託費の支払額を増減する。

3 前項の設計変更に起因する第 22 条第 1 項記載の施工計画書等記載の工期又は第 37 条に規定する運営開始日の変更については、第 27 条第 2 項及び同条第 3 項を準用する。

(法令等変更による設計変更)

第 16 条 法令等変更により、本施設の設計変更が必要となった場合、事業者は、市の承諾を得て、当該設計変更を行うものとする。

2 前項の規定により、事業者が本施設の設計変更を行う場合、当該変更により事業者に追加費用又は損害が発生した場合の負担は、第 58 条第 2 項に定める負担割合によるものとする。市が負担する場合には、市と事業者はその負担方法について協議し、事業者は追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。また、当該設計変更により、本契約に基づく事業者の業務にかかる費用が増減したときは、第 7 章の規定に基づいて毎月毎に支払われる処理委託費の支払額を増減する。

3 第 1 項の設計変更に起因する第 22 条第 1 項記載の施工計画書等記載の工期又は第 37 条に規定する運営開始日の変更については、第 27 条第 1 項及び同条第 3 項を準用する。

(不可抗力による設計変更)

第 17 条 不可抗力により、本施設の設計変更が必要となった場合、事業者は、市の承諾を得て、設計変更を行うものとする。

2 前項の規定により、事業者が本施設の設計変更を行う場合、当該変更により事業者に追加費用又は損害が発生した場合の負担は、第 62 条第 3 項に定める負担割合によるものとする。市が負担する場合には、市と事業者はその負担方法について協議し、事業者は追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。また、当該設計変更により、本契約に基づく事業者の業務にかかる費用が増減したときは、第 7 章の規定に基づいて毎月毎に支払われる処理委託費の支払額を増減する。

3 第 1 項の設計変更に起因する第 22 条第 1 項記載の施工計画書等記載の工期又は第 37 条に規定する運営開始日の変更については、第 27 条第 1 項及び同条第 3 項を準用する。

(設計の完了)

第 18 条 事業者は、所定の設計を完了した場合には、市に対し、すみやかに別紙 4「建設工事前提出図書概要」に定める設計図書等を提出するものとする。

2 市は、事業者から提出された前項の設計図書等と本契約、実施方針、実施方針に関する

る質問・回答、入札説明書等、入札説明書等への質問・回答、事業者提案書及び本契約締結に至るまでの合意事項等との間に客観的な不一致があることが判明した場合には、すみやかに当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を事業者に対して通知し、修正することを求めることができる。

- 3 事業者が前項の規定による通知を受領した場合、事業者はすみやかに当該不一致を是正し、是正結果を市に報告し、市はすみやかにその結果を確認する。

なお、当該是正は、事業者の責任及び費用負担において行うものとする。

- 4 前項の是正に起因して、本施設の建設工事の遅延が見込まれる場合の第 37 条の規定による運営開始時の変更は、第 27 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に従うものとする。

第 4 章 本施設の建設

第 1 節 総則

(本施設の建設)

第 19 条 事業者は、関係法令等を遵守の上、本契約、実施方針、実施方針に関する質問・回答、入札説明書等、入札説明書等への質問・回答、事業者提案書、本契約締結に至るまでの合意事項、別紙 4「建設工事前提出図書概要」に定める設計図書等並びに本契約書添付の別紙 5「事業日程表」及び第 22 条第 1 項に定める施工計画書に従い、本件工事を行わなければならない。

- 2 仮設、施工方法その他本件工事を行うために必要な一切の業務手段については、事業者提案書及び別紙 4「建設工事前提出図書概要」に定める設計図書等において特に提案されているものも含め、事業者が自己の責任において行うものとする。

- 3 事業者は、本件工事に必要な工事用電力、水道、ガス等をすべて自己の責任及び費用負担において調達しなければならない。

(本件工事に伴う各種調査)

第 20 条 事業者は、本件工事に必要な測量調査、地質調査その他の調査（以下「調査等」という。）を自己の責任及び費用負担により行うものとする。

- 2 市は、必要と認めた場合には、随時、事業者から調査等に係る事項について報告を求めることができるものとする。

- 3 事業者は、調査等に関し、その一切の責任を負う。

(許認可等の取得)

第 21 条 事業者は、本件工事に関する本契約上の義務を履行するために必要となる許認可等の取得、届出等の一切を自己の責任において行う。

- 2 事業者が市に対して協力を求めた場合、市は事業者による前項の許認可等の取得及び届出等に必要な資料の提出等についての必要な協力を行うものとする。

(施工計画書等)

第 22 条 事業者は、本件工事着手前に施工計画書及び別紙 6「事業者が付保する保険」に

規定する建設工事にかかる各保険契約を締結し、すみやかに当該保険証書の写しを市に提出しなければならない。

- 2 事業者は、本施設の工期中、工事現場に常に工事記録を整備しなければならない。
- 3 事業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づく監理技術者を設置しなければならない。
- 4 事業者は、本件工事の着工前に、自らの費用負担により、工事監理者を設置し、すみやかに当該工事監理者の名称を市に通知する。なお、設置する工事監理者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている設計会社等であることを要する。
- 5 事業者は、工事工程表を作成し、市に提出した上で、これに従って工事を遂行する。事業者は、市に提出した工事工程表に変更が生じた場合は、すみやかに市に通知し、承諾を得なければならない。
- 6 事業者は、別紙4「建設工事前提出図書概要」に規定する設計図書等を施工時に市に提出しなければならない。
- 7 市は、事業者から建設業法第24条の7に規定する施工体制台帳及び施工体制にかかる事項について報告を求めることができる。

（工事責任）

- 第23条 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本件工事に関する一切の責任を負担する。
- 2 事業者が本件工事を他者に行かせた場合、又は当該他者が第三者に再委託をした場合、その他本件工事を第三者が行ったすべての場合について、当該他者及び第三者の責めに帰すべき事由はすべて事業者の責めに帰すべきものとみなして事業者が責任を負うものとする。

（本施設の建設に伴う周辺地域対応）

- 第24条 事業者は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気その他の本件工事が周辺住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の周辺地域対応を実施する。事業者は、周辺地域対応の実施について、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 2 事業者は、本件工事に先立って、自己の責任及び費用負担において、周辺住民に対し、事業計画及び工事実施計画（施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいう。）につき説明を行い、了解を得なければならない。市は、特段の必要がある場合に限り、事業者の開催する説明会への同席等、合理的な範囲の協力を行うものとする。
 - 3 周辺地域対応の不調を理由として、事業者が市の承諾を得て、施工計画書記載の工事完了予定日を変更する場合には、第27条第1項及び同条第3項に従う。
 - 4 周辺地域対応の結果、事業者に生じた費用（周辺地域対応の結果、施行計画書記載の工事完了日が変更されたことによる増加費用も含む。）については、事業者が負担する。

（ユーティリティの確保）

- 第25条 事業者は、自らの責任と費用負担により事業用地において、本業務を行うために

必要な電力、ガス、水道、電話の確保及び下水道への接続を関係者と十分な調整の上、行うものとする。

第2節 市による工事確認

(市による説明要求及び工事現場立会い等)

第26条 市は、工事施工時のモニタリングとして、本施設が設計図書に従い建設されていることを把握するため、事業者事前に通知したうえで、本施設の建設状況その他について、事業者の説明を求め、又は事業用地内に立ち入り、建設状況を事業者立会いの上、把握することができる。

2 事業者は、市が前項に規定する建設状況その他についての説明及び立会いを実施する場合、最大限の協力を行うものとし、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行うものとする。

3 事業者は、本施設の建設の進捗状況に関し、定期的に、市に報告するものとする。

4 市は、前3項に規定する報告、説明又は立会の結果、本件工事の状況が、別紙4「建設工事前提出図書概要」に定める設計図書等、本契約、実施方針、実施方針に関する質問・回答、入札説明書等、入札説明書等への質問・回答、事業者提案書の内容及び本契約締結に至るまでの合意事項等に逸脱していることが客観的に判明した場合、市は、事業者に対してその是正を求めるものとし、事業者は、これに従わなければならない。当該是正に要する費用は、全て事業者の負担とする。

第3節 工期又は工程の変更

(工期の変更)

第27条 市が事業者に対して第22条第1項の施工計画書記載の工期又は第37条に規定する運営開始日(以下「施工計画書記載の工期等」という。)の変更を請求した場合、市及び事業者は協議により当該変更の可否を定めるものとする。

2 事業者が不可抗力等の事業者の責めに帰すことのできない事由により、施工計画書記載の工期等を遵守できないことを理由として施工計画書記載の工期等の変更を請求した場合、市及び事業者は協議により当該変更の可否を定めるものとする。

3 前2項において、市及び事業者の間において協議が調わない場合、市が前2項の協議の結果をふまえて合理的な工期又は運営・維持管理業務の開始時を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。

(工期又は運営開始日の変更による費用等の負担)

第28条 市の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて施工計画書記載の工期等を延長変更した場合、市は、当該延長変更により事業者が負担した追加費用及び事業者が被った損害を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求する。

2 事業者の責めに帰すべき事由により、市が施工計画書記載の工期等の延長変更を認め

た場合、市は、第 29 条第 2 項に基づく措置を求めることができる。

- 3 法令等変更により、前条に基づいて施工計画書記載の工期等が延長変更され、当該延長により事業者追加費用及び損害が発生した場合の負担は、第 58 条第 2 項に定める負担割合によるものとし、市の負担方法については事業者と協議する。市が負担する場合には、事業者は追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 4 不可抗力により、前条に基づいて施工計画書記載の工期等が延長変更され、当該延長変更に伴い、事業者追加費用又は損害が発生した場合の負担は、第 62 条第 3 項に定める負担割合によるものとし、市の負担方法については事業者と協議する。市が負担する場合には、事業者は追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

(工期又は運営開始日の遅延による費用等の負担)

第 29 条 市の責めに帰すべき事由によって、施工計画書記載の工期等が遅延する場合に、これに伴って事業者が生じた追加費用又は損害は、合理的な範囲内において市が負担する。この場合において、事業者は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

- 2 事業者の責めに帰すべき事由によって、施工計画書記載の工期等が遅延する場合、市は、別紙 9「業務不履行時等の措置等」4 に定める処理委託料の減額措置及び追加経費の負担を求めるものとする。
- 3 前項の場合において、事業者が平成 19 年 7 月よりも早い時期を第 37 条に規定する運営開始日とした場合で、かつ、市に施工計画書記載の工期等を平成 19 年 7 月までの間とする変更の請求を、平成 18 年 9 月末日までに行い、市が承諾した場合は、前項の負担を求めないものとする。

(工事の一時中止)

第 30 条 市は、必要があると認める場合、その理由を事業者へ通知したうえで、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 2 市は、前項の規定により、本件工事の全部又は一部を一時中止させた場合で必要があると認めるときは、施工計画書記載の工期等を変更することができる。
- 3 第 1 項の本件工事の中止が、事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合、事業者が工事の再開に備え、工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合、その他事業者へ損害が生じた場合、当該追加費用、損害は、事業者の負担とする。
- 4 第 1 項の本件工事の中止が、市の責めに帰すべき事由に基づく場合、市は、前項の事業者が生じた追加費用及び損害を合理的な範囲内において負担するものとする。
- 5 法令等変更により、本件工事の全部又は一部が一時中止された場合、第 3 項の事業者が生じた追加費用及び損害の負担は、第 58 条第 2 項に定める負担割合によるものとする。市が負担する場合には、市と事業者は、その負担方法について協議するものとし、事業者は追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 6 不可抗力により、本件工事の全部又は一部が一時中止された場合、第 3 項の事業者へ

生じた追加費用及び損害の負担は、第 62 条第 3 項に定める負担割合によるものとする。市が負担する場合には、市と事業者は、その負担方法について協議するものとし、事業者は追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

第 4 節 本施設の完工等

(事業者による試運転及び性能試験)

第 31 条 本施設における試運転は、次の各号に定める要領により行うものとする。

- (1) 事業者は、本施設の無負荷運転を確認し、試運転を行うに足る施設が整備された時点で、市にその旨通知するものとする。
- (2) 事業者は、試運転の要領を記載した試運転要領書を作成し、市の確認を受けた上で、自らの費用負担により試運転要領書に従い、本施設のプラント部分の試運転を開始するものとする。
- (3) 前号の試運転要領書は、入札説明書等で必要とされている要件を満たすものでなければならない。
- (4) 事業者は、試運転開始後、プラント部分の稼働が安定し、性能試験を行うに十分な状態を達成したときは、その旨を市に通知するものとする。
- (5) 事業者は、前号の規定による通知を行った後、自らの費用負担により、性能試験を行うものとする。なお、性能試験の詳細については、要求水準書の内容を踏まえ、市及び事業者の協議により決定する。

(事業者による完成検査)

第 32 条 事業者は、自らの責任と費用負担において、性能試験終了後、本施設が別紙 4「建設工事前提出図書概要」に定める設計図書等、本契約、実施方針、実施方針に関する質問・回答、入札説明書等、入札説明書等への質問・回答、事業者提案書の内容及び本契約締結に至るまでの合意事項等に従い建設されているかどうかを確認することを目的として、本件工事の完成検査を行うものとする。

- 2 市は、事業者が第 1 項の規定に従い行う完成検査へ自らの費用で立ち会うことができるものとする。
- 3 事業者は、完成検査に対する市の立会いの有無を問わず、市に対して完成検査の結果を市に対して完成検査の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。
- 4 事業者は、市に対し、前項の報告後すみやかに別紙 7「完工時提出図書」に定める完成図書を提出するものとする。

(市による本施設等の完工確認)

第 33 条 市は、事業者から前条第 4 項に規定する報告を受けた場合、7 日以内(7 日目の日が市の休日に当たる場合にあっては、その翌日)に完工確認を実施するものとする。

- 2 市が、完工確認後 14 日以内(14 日目の日が市の休日に当たる場合にあっては、その翌日まで)に、事業者に対し、何らの通知を行わない場合には、事業者は完工確認に合格したものとみなすことができる。

- 3 完工確認の結果、本件施設の状況が別紙4「建設工事前提出図書概要」に定める設計図書等、本契約、実施方針、実施方針に関する質問・回答、入札説明書等、入札説明書等への質問・回答、事業者提案書の内容及び本契約締結に至るまでの合意事項等の内容を逸脱していることが客観的に判明した場合、市は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。
- 4 市は、事業者が前項の是正の完了を報告した日から7日以内（7日目の日が市の休日に当たる場合にあっては、7日目の日の翌日まで）に再度、完工確認を実施するものとする。当該完工確認の結果、本施設の状況がなおも別紙4「建設工事前提出図書概要」に定める設計図書等、本契約、実施方針、実施方針に関する質問・回答、入札説明書等、入札説明書等への質問・回答、事業者提案書の内容及び本契約締結に至るまでの合意事項等の内容を逸脱していることが客観的に判明した場合には、前項及び本項を適用し、以降、完工確認が繰り返される場合も同様とする。

（市による完工確認通知書の発行）

第34条 市は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていることを確認した場合、事業者に対して完工確認通知書の発行を行うものとする。

- (1) 本施設が別紙4「建設工事前提出図書概要」に定める設計図書等に従い建設されていること。
- (2) 本契約、実施方針、実施方針に関する質問・回答、入札説明書等、入札説明書等への質問・回答、事業者提案書及び本契約締結に至るまでの合意事項等に従い本施設の運営が可能であること。
- (3) 事業者から市へ別紙7「完工時提出図書」が提出されていること。
- (4) 第36条に規定する運営・維持管理業務体制について市の確認を得ていること。

第5章 契約保証金

（契約保証金）

- 第35条 本事業の契約保証金の額は、契約金額の100分の5に相当する金額とする。
- 2 事業者は、市に対し、本契約締結時に、前項の契約保証金を納付しなければならない。
 - 3 市は、本契約が終了した場合、事業者からの返還請求書の提出を受けて、同請求書受領の日から30日以内に、事業者に対し、第1項の契約保証金を返還する。契約保証金には利息を付さない。ただし、返還時点までに、事業者が市に対し、本契約に基づいて、損害賠償等の金員の支払債務を負担する場合には、市は、随時、契約保証金を当該事業者の債務に充当することができるものとする。
 - 4 市は、事業者が過去の実績から判断して、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、第1項の契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

第6章 本施設の運営及び維持管理

第1節 総則

(市による本施設の運営・維持管理業務体制の確認)

- 第36条 事業者は、本施設の運営・維持管理業務の実施に必要な人員を確保し、かつ運営・維持管理業務の実施に必要な、教育訓練、研修等を完了するものとする。
- 2 事業者は、前項に規定する教育訓練、研修等を完了し、かつ運営・維持管理業務に関する提案水準に従って本施設の運営・維持管理業務を実施することが可能となった段階で、市に対してその旨通知を行うものとする。
- 3 市は、事業者から前項に規定する通知を受けた場合、本施設の運営開始に先立ち、本施設の運営及び維持管理の体制を確認するため、本施設内に立ち入り調査し、事業者に報告を求めることができる。なお、事業者は、市による調査に最大限協力しなければならない。
- 4 前項に規定する確認の結果、市は、本施設の運営又は維持管理の体制が、関係法令等、本契約、実施方針、実施方針に関する質問・回答、入札説明書等、入札説明書等への質問・回答、事業者提案書の内容及び本契約締結に至るまでの合意事項等に基づく条件を満たしていないと判断したときは、事業者に対して、相当な期間を定めて改善措置を講ずることを理由を付して求めることができる。この場合において、市は、事業者に対して確認のために必要な行為、作業等を求めることができるものとする。
- 5 前項の場合において、事業者は、市に協議を申し入れることができるものとする。

(本施設の運営開始日)

- 第37条 本施設の運営・維持管理業務の開始日は、平成 年 月 日とする。

(第三者の使用)

- 第38条 事業者は、自ら本施設の運営・維持管理業務に当たらなければならない。但し、本施設の運営・維持管理業務の一部に限り、第三者を使用することができる。第三者を使用する場合は、その業務内容を事前に市に届け出て、その承諾を得なければならない。

(本施設の運営・維持管理責任)

- 第39条 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本施設の運営・維持管理業務に関する一切の責任を負担する。
- 2 事業者が、前条の市の承諾を得て、本施設の運営・維持管理業務を第三者に行わせた場合、当該第三者の責めに帰すべき事由はすべて事業者の責めに帰すべきものとみなして事業者が責任を負うものとする。

(本施設の運営・維持管理に伴う住民対応)

- 第40条 事業者は、自己の責任及び費用負担において、運営・維持管理業務を遂行するにあたって必要となる周辺地域対応を実施する。この周辺地域対応の実施については、事業者は、市に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

- 2 前項の規定により事業者が実施する周辺地域対応により、事業者の責めに帰すべき事由で、周辺住民等の要望活動又は訴訟による運営・維持管理業務に係る費用が増加する場合は、これを事業者が負担する。

(本施設の運営開始日の遅延による費用等の負担)

第41条 第29条に規定する工事完工の遅延に起因する場合を除き、事業者の責めに帰すべき事由によって、運営開始日に本施設の運営開始が遅延した場合、市は、別紙9「業務不履行時等の措置等」に定める処理委託料の減額措置及び追加経費の負担を求めるものとする。

- 2 第29条に規定する工事完工の遅延に起因する場合を除き、市の責めに帰すべき事由により、運営開始日に本施設の運営開始が遅延した場合、市は、当該遅延に伴い事業者において生じた合理的な損害及び費用を負担するものとし、市と事業者は、支払方法について協議する。この場合、事業者は追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 3 第29条に規定する工事完工の遅延に起因する場合を除き、法令等変更により、運営開始日に本施設の運営開始が遅延し、当該遅延に伴い、事業者に追加費用及び損害が発生した場合の負担は、第58条第2項に定める負担割合によるものとし、市の負担方法については事業者と協議する。市が負担する場合には、事業者は追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 4 第29条に規定する工事完工の遅延に起因する場合を除き、不可抗力により、運営開始日に本施設の運営開始が遅延し、当該遅延に伴い、事業者に追加費用又は損害が発生した場合の負担は、第62条第3項に定める負担割合によるものとし、市の負担方法については事業者と協議する。市が負担する場合には、事業者は追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

第2節 運営及び維持管理

(本施設の運営・維持管理業務)

第42条 事業者は、関係法令等を遵守の上、本契約、実施方針、実施方針に関する質問・回答、入札説明書等、入札説明書等への質問・回答、事業者提案書、本契約締結に至るまでの合意事項、運営・維持管理業務仕様書、年間運営・維持管理業務計画書(以下これらを総称して「業務計画書等」という。)に従って、別紙2「業務概要書」に定める運営・維持管理業務を実施するとともに、提案内容及び提案水準を維持するために必要となる適切な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、合理的な理由がある場合、市の承諾を得て、業務計画書等に規定された運営及び維持管理の方法を変更することができる。
- 3 市は、事業者に対し、業務計画書等に規定された運営及び維持管理の方法の変更を求めることができる。変更を求める場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応について事業者と協議するものとする。
- 4 前2項の変更が市の責めに帰すべき事由による場合には、市は、この変更起因して事業者が生じた合理的な範囲の追加費用又は損害を負担するものとし、事業者の責めに

帰すべき事由による場合には、事業者がこれを負担するものとする。

- 5 第2項又は第3項に基づく運営及び維持管理の方法の変更が、法令等変更によるものであって、この変更起因して事業者追加費用又は損害が生じた場合の市、事業者の負担割合は、第58条第2項に定めるとおりとする。
- 6 第2項又は第3項に基づく運営及び維持管理の方法の変更が、不可抗力によるものであって、この変更起因して事業者追加費用又は損害が生じた場合の市、事業者の負担割合は、第62条第3項に定めるとおりとする。
- 7 本条に基づき要求水準書、事業提案書又は第43条に規定される運営・維持管理業務計画書に規定された運営及び維持管理の方法が変更され、これにより運営・維持管理費が増減した場合、第7章の規定に基づいて毎月毎に支払われる処理委託費の支払額を増減する。

(運営・維持管理業務計画書等の提出等)

- 第43条 事業者は、運営・維持管理業務の開始にあたり、運営開始予定までに、本契約、実施方針、実施方針に関する質問・回答、入札説明書等、入札説明書等への質問・回答、事業者提案書及び本契約締結に至るまでの合意事項等に基づき、運営期間を通じた運営・維持管理業務計画書を作成して、市に提出し、市の確認を得なければならない。
- 2 事業者は、事業年度毎に、運営・維持管理業務の年間運営・維持管理業務計画書を作成の上、市に提出し、市の確認を得なければならない。
 - 3 運営・維持管理業務計画書及び年間運営・維持管理業務計画書の記載事項については、市及び事業者が協議の上、定めるものとする。
 - 4 市は、第1項及び第2項の確認を行った結果、本施設の運営・維持管理業務の遂行に支障があると判断する場合には、事業者に対し、計画の変更を求めることができるものとし、事業者はこれに従うものとする。
 - 5 前項の場合、事業者は、市に協議を申し入れることができるものとする。
 - 6 市の請求により、事業者が提案内容、提案水準を超えて年間事業計画書の変更を行った場合で、かつ事業者追加費用が生じた場合には、市は当該追加費用を合理的な範囲内において負担するものとする。

(業務報告)

- 第44条 事業者は、入札説明書等に基づき、運営・維持管理業務の履行結果を正確に記載した「業務日誌」、「業務月報」及び「年間報告書」を、業務報告書(以下これらを「業務報告書」と総称する。)として作成する。業務報告書の記載事項は、第43条第1項に規定する運営・維持管理業務計画書等をもとに、双方協議の上、定めるものとする。
- 2 事業者は、前項に規定される月間報告書を、当該月終了後、すみやかに市に対して提出するものとする。
 - 3 事業者は、第1項に規定される年間報告書を、当該事業年度終了後30日以内に、市に対して提出するものとする。
 - 4 事業者は、前3項の報告のほか、事業用地の中で発生した事故、第三者又は近隣住民からの苦情等、当該苦情等への対応など、市への報告に緊急性を要する事項については、すみやかに随時報告を行わなければならない。

- 5 市は、事業者に対し、事業期間中、運営・維持管理業務について、必要に応じ随時その説明を求め、また、運営維持管理業務の状況を自らの立会の上確認することができる。この場合、事業者は、市に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 6 事業者は、事業期間中、第1項に規定される全ての業務報告書を保管しなければならない。

(財務状況の報告)

- 第45条 事業者は、本契約の終了にいたるまで、各事業年度において当該事業年度の財務書類(商法第281条第1項に定める計算書類)を作成し、自己の費用で公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともにすみやかに市に提出しなければならない。
- 2 市は、必要と認めた場合、事業者に対し、財務状況の説明を求めることができる。

第3節 市によるモニタリング等

(モニタリングの実施)

- 第46条 市は、自らの費用負担において、本施設の運営・維持管理業務に関して、事業者における適正な業務遂行が行われていることを確認するため、別紙8「モニタリングの実施」に従い、定期的なモニタリング(以下「定期モニタリング」という。)を行う。
- 2 市は、前項の規定にかかわらず、必要と認める場合には随時、本施設の運営・維持管理業務について、運営期間中、事業者に事前に通知した上で、事業者に対して説明を求め又は本施設においてその運営及び維持管理状況を立会の上確認することができるものとする(以下「随時モニタリング」という。)
 - 3 市は、事業者の機密事項に属する事項を除き、定期モニタリング及び随時モニタリング(以下「モニタリング」と総称する。)の結果を公表することができるものとする。

(業務不履行時の手続)

- 第47条 市は、次に掲げる(1)又は(2)に該当する場合には、本施設の安全性、環境保全その他の観点から、稼働停止の措置(以下「停止改善措置」という。)を取ることができるものとする。
- (1) 定期モニタリングの結果、運営・維持管理業務の内容が提案水準を満たさず、本施設の停止措置が必要であると市が判断した場合。
 - (2) 本事業の遂行に重大な影響を及ぼす事故等が発生し、随時モニタリングを実施した結果、本施設の停止措置が必要であると市が判断した場合。
また、本事業の遂行に重大な影響を及ぼす事故等の発生により、事業者の判断で本施設の全部又は一部を停止し、市が随時モニタリングを実施して、その停止状態を確認した場合においても停止改善措置の手続きを行うものとする。
- 2 市は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、本施設の稼働を継続しつつ改善措置(以下「継続改善措置」という。)を取るものとする。
 - (1) 定期モニタリングの結果、運営・維持管理業務の内容が提案水準を満たしていないものの、本施設の稼働を継続できると市が判断した場合。

- (2) 事故等が発生し、随時モニタリングを実施した結果、その影響が軽微なため本施設の稼働を継続できると市が判断した場合。
- 3 前2項により改善措置の通告対象となる事象は、次の各号に掲げるとおりである。
- (1) 関係法令等の不遵守
 - (2) 機器・設備等の性能未達
 - (3) 重大事故
 - (4) 予定業務の未実施あるいは放棄、又は大幅な未達
 - (5) 災害時の対策不良
 - (6) 安全措置の不備等による労働災害、人身事故等の発生
 - (7) 市が搬入した搬入物、又は、分別基準適合物、又は、不適物の品目別の重量の計測、及び記録の偽装
 - (8) 別紙12「分別基準適合物の品質基準等」に定める品質基準等への未達
 - (9) 市民の環境学習等への著しい不協力
 - (10) 搬入量とそれに含まれていた不適物の量に照らし、分別基準適合物の量が不合理に少ないと認められる場合
 - (11) その他市が改善の必要があると判断した場合
- 4 市及び事業者は、停止改善措置又は継続改善措置のそれぞれに応じて別紙9「業務不履行時等の措置等」4に規定する業務不履行による処理委託料の減額措置及び追加経費の負担並びに本契約の解除を含む手続を行うものとする。

第4節 緊急時の対応

(事故時等の措置)

- 第48条 事業者は、本施設に事故が発生した場合その他緊急の場合、施設の緊急停止を含む被害を防止する措置を直ちに実施するとともに、的確な復旧措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、前項に規定する事態が発生した場合、すみやかに市に通知するとともに、周辺環境への影響について調査しなければならない。その場合における費用負担については、帰責事由の別により、第42条第4項ないし同条第6項を準用する。
- 3 事業者は、第1項に規定する復旧措置を講じた場合、すみやかに市に通知するものとする。
- 4 本施設に関する重大な事故が発生した場合には、市は調査を遂行するために、市及び事業者以外の第三者(事業者の構成員を除く。)により構成される事故調査委員会を設置することができる。

第7章 処理委託料の支払い

(処理委託料の支払い)

- 第49条 市は、事業期間において、事業者に対し別紙3「処理委託料の支払方法」の規定に従い、毎月、基本委託料及び従量委託料の合計額を処理委託料として北九州市会計規則(昭和39年規則第49号)に基づき支払うものとする。
- 2 本契約が第52条に定める契約期間前に終了した場合は、当該月の基本委託料は日割り

で計算して支払うものとする。

(処理委託料の改定)

第 50 条 前条第 1 項にかかわらず、本業務に対する処理委託料の支払額は、別紙 3「処理委託料の支払方法」3の規定に従って改定される。

2 市及び事業者は、別紙 3「処理委託料の支払方法」3に定める処理委託料の算出方法で考慮されていない変動要素が生じた場合及び算出方法の前提条件とは大幅に異なる事態が生じた場合には、市及び事業者で協議を行い、算出方法の見直しを検討するものとする。

3 前項の協議は、市又は事業者からの申し入れにより実施するものとし、双方誠意をもって協議を行うものとする。

(処理委託料の請求の手續)

第 51 条 事業者は、毎月ごとに、当該月終了後すみやかに、第 44 条第 1 項に規定する月間報告書とともに、市が指定する方法により、処理委託料を請求するものとする。

第 8 章 契約期間及び契約の終了

第 1 節 契約期間

(契約期間)

第 52 条 本契約の契約期間は、本事業契約締結の日から平成 34 年 3 月末日までとする。

第 2 節 事業者の債務不履行等による契約の解除

(事業者の債務不履行等による契約の解除)

第 53 条 市は、事業者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、何らの催告なく、本契約を解除することができる。

- (1) 支払の停止、破産、民事再生手続開始、会社更生、会社整理若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又は任意整理等の手続が着手されたとき若しくはそのおそれがあるとき。
- (2) 事業者が振り出した手形又は小切手に不渡りがあったとき。
- (3) 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき。
- (4) 国税、地方税その他公租公課の滞納処分を受け、又は強制執行を受けるおそれがあり、そのことにより本契約を完全に履行する見込みがないとき。
- (5) 事業者の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。
- (6) 信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると市が認めるべき相当の理由があるとき。
- (7) 本事業の実施が著しく不適當若しくは不誠実であることが明らかであり、又はこの契約を完全に履行する見込みがないとき。
- (8) 市に対して、不法行為（故意又は重大な過失によるものに限る。）を行ったとき。

- (9) 市の登録業者として不相当と認められる行為があったとき。
 - (10) この契約の締結又は履行にあたり、不正の行為があったとき。
 - (11) 第 54 条の規定によらないで、事業者から契約解除の申し出があったとき。
 - (12) 第 67 条の規定に反する行為を行ったことを事業者が認めたとき。
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、この契約又は北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号）に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないとき。
- 2 市は、事業者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、事業者に対し、相当の期間を定めて催告したうえで、本契約を解除することができる。
- (1) 事業者が、設計又は建設工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は建設工事に着手せず、相当の期間を定めて市が理由の説明を求めても当該遅延について事業者から市が満足すべき合理的な説明がないとき。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、工期内に本施設が完成せず、かつ工期経過後 60 日以内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 事業者が、第 47 条の規定により改善措置を受けたにもかかわらず、是正が行われず、別紙 9「業務不履行時等の措置等」に規定する 1 (5) 及び 2 (5) に該当したとき。
 - (4) 事業者が、第 44 条に規定する業務報告書、第 45 条に規定する財務状況の報告の重要な事項について虚偽記載を行ったとき。
 - (5) その他、事業者が本契約又は本契約に基づき合意した条項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 3 事業者（事業者が法人の場合にあっては、その役員を含む。次項においても同じ。）又は事業者の使用人（支店若しくは営業所（常時物品等供給契約を締結する事業所をいう。））を代表する者で役員を除く。次項においても同じ。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係があることが判明し、契約を継続することが適当でないと認められるときは、市は、契約を解除することができる。
- 4 市は、事業者又は事業者の使用人がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は第 198 条の規定による刑が確定したとき。
 - (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条、第 6 条又は第 19 条の規定に違反したことに對する同法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令）又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審判の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (3) 独占禁止法第 77 条の規定による審判取消しの訴えにつき、請求が棄却され又は却下されて判決が確定したとき。
- 5 市は、本条により、本契約を解除した場合において、事業者に損害を与えても、その補償の責めを負わない。事業者は、本条により、本契約が解除された場合、事業者に支払われた交付金相当額のうち、残存額として算定される相当額、及び、契約保証金、契

約保証金を納付していない場合は、算定により求める契約保証金相当額の合計額を市に対し、違約金として支払うものとする。

- 6 第1項又は第2項に基づく本契約の解除により、市が被った損害額が、前項の違約金額を超過する場合、事業者は、当該超過額についても、市に対して支払うものとする。

第3節 市の債務不履行による契約の解除

(市の債務不履行等による契約の解除)

第54条 事業者は、市が本契約に違反し、その違反により本契約の履行が不可能となったときは、本契約を解除することができる。

- 2 事業者が、前項の規定により本契約を解除した場合、市は、事業者に対し、第7章に定める処理委託料のうち、解除時における基本委託料の残存額を、事業者の損害として、原則として、スケジュールどおりに支払う。ただし、市と事業者は双方協議のうえ、支払方法につき、別途合意することを妨げない。

- 3 第1項の規定により本契約が解除された場合、事業者は追加費用又は損害が発生した場合、事業者は前項に追加して市に負担を求めることができる。市の負担方法については事業者と協議する。市が負担する場合には、事業者は追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

第4節 任意解除

(市の任意解除権)

第55条 市は、理由の如何を問わず、180日以上前に事業者に対して通知したうえで、本契約を解除することができる。この場合、市は、事業者に対し、第7章処理委託料のうち、解除時における基本委託料の残存額を、事業者の損害として、原則として、スケジュールどおりに支払う。ただし、市と事業者は双方協議のうえ、支払方法につき、別途合意することを妨げない。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合、事業者は追加費用又は損害が発生した場合、事業者は前項に追加して市に負担を求めることができる。市の負担方法については事業者と協議する。市が負担する場合には、事業者は追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

第5節 本事業終了に際しての措置

(本事業終了の効果)

第56条 理由の如何を問わず本契約が終了した場合には、本契約は、将来に向かって終了するものとする。

第9章 法令等変更

(法令変更時の通知)

第57条 本契約の締結日の後に、法令等が変更されたことにより、本契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、又は本契約の履行のための費用が増加すると判断した場合、市又は事業者はその内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対して通知するものとする。

2 市及び事業者は、前項の通知がなされた時点以降において、本契約に基づく自己の義務が適用法令等に違反することとなった場合、その履行義務を免れるものとする。ただし、当該市又は事業者は法令等変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。

(協議及び追加費用の負担)

第58条 市が事業者から第57条第1項の通知を受領した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、市及び事業者は、当該法令等変更に対応するために、すみやかに本施設的设计変更及び追加費用の負担について協議するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、法令等変更の施行日までに本施設的设计変更及び追加費用の負担について合意が成立しない場合、市が法令等変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙10「法令等変更の場合の費用分担規程」に記載する負担割合によるものとする。

(法令等変更による契約の終了)

第59条 本契約の締結後における法令等変更により、市が本事業の継続が困難と判断した場合、本契約を解除することができる。

2 前項により、市が本契約を解除した場合、市は、事業者に対し、第7章処理委託料のうち、解除時における基本委託料の残存額を、事業者の損害として、原則として、スケジュールどおりに支払う。ただし、市と事業者は双方協議のうえ、支払方法につき、別途合意することを妨げない。

3 第1項の規定により本契約が解除された場合、事業者に追加費用又は損害が発生した場合、事業者は前項に追加して市に負担を求めることができる。市の負担方法については事業者と協議する。市が負担する場合には、事業者は追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

第10章 不可抗力

(不可抗力事由発生時の通知)

第60条 本契約の締結後の不可抗力事由の発生により、本施設が設計図書に従い整備ができなくなった場合又は本施設が本契約若しくは要求水準書で提示された条件に従った運営・維持管理業務の遂行ができなくなった場合並びに本契約の履行のための費用が増加すると判断した場合、事業者は直ちにこれを市に対して書面又は口頭により通知し、そ

の後すみやかにその内容の詳細と理由を記載した書面を市に対して提出しなければならない。

- 2 市及び事業者は、前項の通知がなされた時点以降において、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、その履行義務を免れるものとする。ただし、市又は事業者は不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。

（不可抗力事由発生時の対応）

第 61 条 不可抗力事由の発生により本契約の全部若しくは一部が履行不能となった場合又は不可抗力事由の発生により本施設への重大な損害が生じた場合、事業者は当該不可抗力事由の影響を早期に除去する対応を行うものとする。

- 2 市は第60条第1項に規定する通知を受けた場合、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を事業者に通知しなければならない。

（協議及び追加費用の負担）

第 62 条 市が事業者から第 60 条第 1 項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該不可抗力に対応するためにすみやかに協議しなければならない。

- 2 前項の協議の結果、市が、本施設の全部又は一部の稼働を継続可能と判断した場合には、市及び事業者は本施設の補修工事等の有無等につき協議する。不可抗力事由が発生した日から合理的な期間をもってなお、補修工事等についての合意が成立しない場合は、市が不可抗力事由に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する義務を負うものとする。
- 3 前項で本施設の追加工事等の措置が必要になった場合又はその他の損害が事業者が生じた場合、市はかかる措置の費用及び損害を合理的な範囲で負担する。ただし、事業者が善良なる管理者の義務を怠り、これにより対応措置に要する費用が増大し又は損害が拡大した場合には、かかる増加分は事業者がこれを負担するものとする。

（不可抗力事由発生による契約の終了）

第 63 条 前条第 1 項の協議により、事業者の履行不能の状態が永続的と判断される場合又は本事業の継続に過大な費用を要する場合など、市が、本施設の稼働を停止すべき事由があると判断した場合には、市は事業者に対して通知した上で本契約を解除することができるものとする。

- 2 工事完工日前に前項に基づき市が本契約を解除した場合は、市は事業者が設計・建設業務に要した合理的な費用を事業者に対して支払うものとし、その支払い方法は市と事業者が協議の上決定するものとする。
- 3 工事完工日以降において、第1項に基づき市が本契約を解除した場合、市は、事業者に対し、第7章に規定する処理委託料のうち、解除時における基本委託料の残存額を、事業者の損害として、原則として、スケジュールどおりに支払う。ただし、市と事業者は双方協議のうえ、支払方法につき、別途合意することを妨げない。
- 4 第1項の規定により本契約が解除された場合、事業者に追加費用又は損害が発生した場合、事業者は前項に追加して市に負担を求めることができる。市の負担方法について

は事業者と協議する。市が負担する場合には、事業者は追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

第 11 章 その他

(連帯保証人への履行請求)

第 64 条 事業者が連帯保証人をたてたときは、市は、事業者が委託業務を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又はこの契約に違反して契約の目的を達成することができないと認めるときは、連帯保証人に対し、本事業の履行又は本契約に関する市の損害等の支払いを請求することができる。

2 連帯保証人は、前項の規定による請求があったときは、事業者に代わってその履行の責めを負うものとする。

3 市は、第 1 項の規定により本事業の履行を請求したときは、事業者がその請求のときまでに履行した部分で、市が合理的に算定した額については事業者に支払い、連帯保証人自ら履行した部分については、当該部分に対する処理委託料を連帯保証人に直接支払うものとする。

(公租公課の負担)

第 65 条 本契約及び本契約に基づく一切の業務の実施に関して生じる公租公課は、全て事業者の負担とする。

2 市は、処理委託料に対する消費税（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。）を除き、関連する全ての公租公課について一切負担しないものとする。

(権利義務等の譲渡)

第 66 条 市及び事業者は、事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、継承させ又は担保の目的に供することができない。

(秘密保持)

第 67 条 市及び事業者は、本契約上の秘密を第三者に漏洩し、本件秘密文書等を滅失、毀損若しくは改ざんし、又は本契約上の秘密及び本件秘密文書等を本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、市は、北九州市情報公開条例（平成元年条例第 22 号）上、例外的に非公開とすることができるとされていると市が明らかに判断できる情報以外の情報については、これを公開することができるものとする。ただし、事業者において非公開とされるべき情報があると思慮するときは、事業者は市に対して、北九州市情報公開条例の条文及び運用に即して、非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具体的に市に示し、市に協議を求めることができるものとする。

3 市及び事業者は、本契約上の義務の履行又は本契約上の権利の行使に係る事務に従事

している者及び従事していた者(第38条の規定により本契約に基づく事業の一部を第三者に委託する場合における当該第三者を含む。)に、本契約上の秘密を第三者に漏洩させ、本件秘密文書等を滅失若しくは毀損又は改ざんさせ又は本契約上の秘密若しくは本件秘密文書等を本契約の履行以外の目的に使用させてはならない。

4 事業者は、第38条の規定により本契約に基づく事業の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、その受託業務遂行事務に従事させる者及び従事させていた者との関係で、前項において事業者が市に対し約したのと同様の義務を負わせなければならない。

5 事業者は、本事業を行うにつき、個人情報を取り扱う場合は、個人情報に関する関係法令の規定を遵守し、個人情報(北九州市個人情報保護条例(平成16年条例第51号)第2条第2項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、本事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、次の各号を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(1) 事業者は、本事業の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 事業者は、本事業を実施するために個人情報を取得する場合は、その業務の目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

(3) 事業者は、本事業の実施により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(4) 事業者は、本事業を実施するに当たって個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものを、市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(5) 事業者は、本事業の実施上得た個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものについて、業務完了後直ちに市に返却するか又は市の立会いのもとに廃棄しなければならない。

(6) 事業者は、本事業の従事者に対し、北九州市個人情報保護条例第66条及び第68条に定める罰則の適用について周知するとともに、個人情報の漏えい防止等個人情報の保護に関し必要な事項の周知を徹底させなければならない。

(7) 事業者は、個人情報に関し事故が発生したとき又は発生するおそれのあることを知ったときは、すみやかに甲に報告しなければならない

(特許権等の使用)

第68条 事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、当該第三者から承諾を得たうえでこれを使用するものとし、第三者との間で当該第三者の権利に関する紛争が生じた場合には、事業者において、市が損害賠償義務等を負わされることのないよう対応するものとする。

(著作権)

第69条 市は、事業者から本事業の推進に関して市に提出される書類等のうち、事業者のみが作成し、著作権の対象となるものについての著作権は、事業者に属することを認める。

- 2 市は、本事業の遂行の目的で使用する場合に限り、前項の事業者の著作権の対象となる書類等の内容を無償で使用できるものとするが、第三者にこれを使用させ、又は公開する場合には、本契約に特別の定めがある場合を除き、事業者の承諾を得なければならないものとする。
- 3 事業者は、市から本事業の推進に関して事業者に提出される書類等のうち、市のみが作成し、著作権の対象となるものについての著作権は市に属することを認める。
- 4 事業者は、本事業の遂行の目的で使用する場合に限り、前項の市の著作権となる書類等の内容を無償で使用できるものとするが、第三者にこれを使用させ又は公開する場合には、市の承諾を得なければならないものとする。
- 5 市及び事業者は、本事業の推進に関して共同して作成した書類等のうち、著作権の対象となるものについて、第三者にこれを使用させ又は公開する場合には、本契約に特別の定めがある場合を除き、相互に相手方の承諾を得なければならない。
- 6 市及び事業者は本契約の効力消滅後においても前各項の規定に従うものとする。

(保険)

- 第 70 条 事業者は、本施設の整備にかかる損失や損害に備え、整備期間中、事業者の責任と費用負担の下に、別紙 6 「事業者が付保する保険」のうち、1 . 建設期間に記載する種類及び内容の保険を付保し、契約締結後又は更新後すみやかに当該保険証の写しを市に提出しなければならない。
- 2 事業者は、運営・維持管理業務にかかる損失や損害に備え、損害賠償に係る債務を担保するために、運営期間中、事業者の責任と費用負担の下に、別紙 6 「事業者が付保する保険」のうち、2 . 運営期間に記載する種類及び内容の保険を付保し、契約締結後又は更新後すみやかに当該保険証の写しを市に提出しなければならない。
 - 3 事業者は、別紙 6 「事業者が付保する保険」に規定する内容の全部又は一部を変更する場合、事前にその内容を市に通知し、その確認を得なければならない。

(融資機関との協議)

- 第 71 条 市は、事業者の資金調達にあたり市の斡旋等により、有利な条件で資金調達できる場合において、斡旋及び融資機関との協議・調整など合理的な協力を行うものとする。
- 2 市は、事業者からの要請があった場合には、融資機関との間において、市が本件契約に基づき事業者に損害賠償を請求し若しくは本件契約を終了させる際の融資機関への事前通知又は必要な協議を行い、合理的な協力を行うものとする。

第 1 2 章 雑則

(準拠法)

- 第 72 条 本契約は、日本国の法令等に準拠するものとし、日本国の法令等に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第 73 条 本契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(疑義についての協議)

第 74 条 本契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に定めのない事項については、市及び事業者で協議の上、互いに誠意をもってこれを定めるものとする。

(雑則)

第 75 条 本契約並びにこれに基づき締結される全ての合意に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び契約終了告知・解約等は、本契約に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

- 2 本契約の履行に関して市及び事業者の間で用いる計量単位は、本契約、入札説明書等及び事業提案書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 3 契約期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 4 本契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。
- 5 本契約の履行に関して用いる言語は、日本語とする。
- 6 本契約の履行に関して用いる通貨は、日本円とする。

別紙 1 事業場所

北九州市内において、要求水準書に定める要件を満たす入札参加者（落札者として決定した者）より提案を受けた土地（事業者の提案により作成する。）

別紙 2 業務概要書

施設の設計・建設に関する業務

- ・事業用地の確保
- ・施設整備に伴う各種申請
- ・環境影響評価
- ・事前調査（地質調査、測量調査等）
- ・施設の設計
- ・施設の建設・工事監理
- ・周辺地域との調整 等

施設の維持管理に関する業務

- ・保守管理
- ・修繕及び機器更新
- ・環境衛生
- ・清掃
- ・警備
- ・管理報告書の提出及び保管

施設の運営に関する業務

- ・搬入物の重量の計測及び記録
- ・搬入物の貯留
- ・プラスチック製容器包装及びその他のもの（以下「不適合物」という。）の選別
- ・選別したプラスチック製容器包装の圧縮・梱包
- ・圧縮・梱包した分別基準適合物を再商品化事業者の引き取りまで貯留、保管
- ・分別基準適合物を再商品化事業者の引き取り車両への積み込み
- ・分別基準適合物の重量を計測及び記録
- ・不適物の品目別重量の計測・記録し、市の資源化施設及び焼却工場等への搬送
- ・市民の環境学習等への協力
- ・その他、プラスチック製容器包装のリサイクルのために市が必要と認める業務

事業終了に関する業務

- (1)施設を解体撤去する場合
 - ・施設の解体撤去及びその関連業務
 - ・解体及び廃止に伴う各種申請等の業務
- (2)施設を解体撤去しない場合
 - ・事業終了に伴う各種申請等の業務

別紙3 処理委託料の支払方法

1 処理委託料の支払いについて

市は、本事業について、事業の実施準備に係る費用、施設の設計・施工に係る費用、及び施設の運営、維持管理に係る費用を処理委託料として事業者を支払う。

処理委託料は、次に規定する『基本委託料』と『従量委託料』の合計額とする。

2 処理委託料

(1) 基本委託料

基本委託料は、施設の整備に係る費用や維持管理に係る費用等の固定費相当額を基礎として算定される額であり、運営期間を通じ次のとおりとする。

基本委託料月額 _____ 円

(2) 従量委託料

従量委託料は、基本委託料の算定に含まないその他の変動経費相当額を基礎として算定される処理量1t当たりの「従量委託単価」に、選別等業務を行った量(以下、「処理委託量」という。)を乗じて得た額の合算額である。

処理委託量は、プラスチック製容器包装等の搬入重量とする。

各年度に適用される従量委託単価は、別紙11「年度別処理見込量」に示す年度別処理見込量に対応する処理量区分の従量委託単価を適用するものとし、運営期間を通じ次のとおりとする。

処理量区分の従量委託単価	
・10,000 トン未満	_____ 円
・10,000 トン～11,000 トン未満	_____ 円
・11,000 トン～12,000 トン未満	_____ 円
・12,000 トン～13,000 トン未満	_____ 円
・13,000 トン～14,000 トン未満	_____ 円
・14,000 トン～15,000 トン未満	_____ 円
・15,000 トン～16,000 トン未満	_____ 円
・16,000 トン以上	_____ 円

3 処理単価の改定について

(1) 基本委託料の見直しについて

本事業につき、環境省循環型社会形成推進交付金制度の適用があった場合、市と事業者は、事業者に交付される額、交付されることにより不要となる事業者の資金調達コスト、事業者における税法上の取り扱い等、合理的な算定方法により、基本委託料の見直しを行う。

また、事業者が行う資金調達において、市の斡旋等により、低廉な資金調達が実施され、明らかにコスト削減が図られた場合、合理的な算定方法により、基本委託料の見直しを行う。

(2) 従量委託料の見直しについて

従量委託単価の見直しについて

各年度で適用される従量委託単価は、別紙11「年度別処理見込量」で市が示す年度別処理見込量に対応する単価を適用するものとする。

従量委託単価については、事業期間にわたり同一額とし、見直しは基本的には行わない。ただし、従量委託単価の見直しに足る相当の理由がある場合（極端なインフレーション又はデフレーションの進行による各種費用の増減、別紙11「年度別処理見込量」で市が示す処理見込量の極端な増減等）についてのみ、市と事業者は、事業年度を区切りとして見直しを協議し、協議が調った場合には改定する。

各年度の従量委託単価の適用の見直し

市民の分別協力率、プラスチック製容器包装の軽量化や他材質への変更等により、処理見込量は一定の範囲で変動が予測されるため、別紙11「年度別処理見込量」で市が示す処理見込量は、処理委託量を保証するものではない。

したがって、次年度の処理委託量の大幅な変動が見込まれる場合は、市は年度別処理見込量の見直しを行うこととし、その場合においては市が見直した量に対応する従量委託単価を適用する。

別紙 4 建設工事前提出図書概要

1 生活環境影響調査報告書

2 設計図書

(1) 土木建築工事関係

建築構造設計図（設計において、市が必要と認めるもの）

建築電気設備設計図（同上）

建築機械設備設計図（同上）

外構設計図（同上）

各工事仕様書

各工事計算書

各工事積算内訳書（見積比較表を含む）

その他必要なもの

(2) プラント工事関係

設計図（処理フロー図を含む。設計において、市が必要と認めるもの）

工事仕様書

設計計算書（設計において、市が必要と認めるもの）

工事積算内訳書

建設工事工程表（建築工事を含みPERT表示とする）

その他必要なもの

3 その他必要なもの

工事現場における建設期間中の緊急防災マニュアル

（緊急防災情報が発表された場合の行動等を示したもの）

環境影響評価書の遵守を確認できる書類

その他

別紙5 事業日程表

1 事業契約締結

平成 [] 年 [] 月

2 設計・建設期間

平成 [] 年 [] 月～平成 [] 年 [] 月

3 完工確認

平成 [] 年 [] 月

4 運営期間

平成 [] 年 [] 月～平成 [] 年 [] 月

5 事業期間の終了

平成 [] 年 [] 月 [] 日

別紙 6 事業者が付保する保険

1 建設期間

- (1) 建設工事保険
- (2) 請負業者賠償責任保険

2 運営期間

- (1) 第三者賠償責任保険
- (2) プラントにかかる保険
- (3) 火災保険

別紙 7 完工時提出図書

1 建築本体工事

- (1) 完成図
- (2) 施工確認図
- (3) 構造計算書、確認申請書
- (4) 検査及び試験成績書

2 建築機械設備工事及び建築電気設備工事

- (1) 完成図
- (2) 検査及び試験成績書
- (3) 計算書

3 プラント工事

- (1) 完成図
- (2) 機器台帳（記入済）
- (3) 検査及び試験成績書
- (4) 計算書

4 その他工事（外構工事、建築設備工事等）

- (1) 完成図
- (2) 機器台帳（記入済）
- (3) 検査及び試験成績書
- (4) 計算書

なお、上記 1 から 4 の工事で特許を使用した個所について、「特許一覧表」を作成し、提出すること。

5 その他

- (1) 試運転報告書
- (2) 性能試験成績書
- (3) 運転成績書
- (4) 教育訓練実施報告書

別紙 8 モニタリングの実施

1 本事業の実施状況の確認

市は、本事業の各段階において、事業契約書に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。また、市が必要と認める場合には、随時モニタリングを行う。

なお、モニタリングに要する費用は、事業者側に発生する費用を除き市の負担とする。

(1) 設計モニタリング

市は、設計図書が提出された時点で、その設計が事業提案書に基づくものであり、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

(2) 工事施工モニタリング

工事着手前モニタリング

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者及び建設業法に規定される監理技術者をして工事監理を行わせるが、市は工事着手前にその体制などについて確認を行う。

定期モニタリング

市は、定期的に工事施工の進捗状況及び工事監理の状況について確認を行う。

随時モニタリング

市は、必要と認める場合には、工事施工及び工事監理について確認を行う。随時モニタリングの結果、工事の内容が設計図書に適合しない場合には、市は補修又は改造を求めることができる。

(3) 工事完成モニタリング

市は、施設の状態が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。確認の結果、本施設が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合しない場合には、市は補修又は改造を求めることができる。

(4) 運営・維持管理モニタリング

定期モニタリング

市は、業務計画書のとおり運営・維持管理業務が遂行されているか、定期的に本施設の立入調査及び業務報告書等により、業務の実施状況についてを確認する。

随時モニタリング

市は、必要と認める場合には、運営・維持管理業務の遂行について確認を行う。また、停止改善措置や継続改善措置の判断時に確認を行う。

2 財務状況の確認

市は、財務状況について、事業契約書に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。

なお、モニタリングに要する費用は、事業者側に発生する費用を除き市の負担とする。

(1) 財務状況モニタリング

事業者は、毎事業年度、財務書類(商法第281条第1項に規定する計算書類)を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともにすみやかに市に提出する。

市は、当該財務書類等を受領後、財務状況の健全性について確認を行う。

3 運営期間中の業務水準低下に対する措置

モニタリングを行い、施設の運営・維持管理状況について、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合しない場合には、事業契約書の規定に従い、事業者に対し改善措置の通告や運営委託料の減額等の措置をとるものとする。詳細は、別紙9「業務不履行時等の措置等」を参照のこと。

別紙 9 業務不履行時等の措置等

1 停止改善措置

- (1) 停止改善措置を通告された事業者は、本施設を停止し、かつ、すみやかに改善計画書を作成し、同計画書に従って改善措置を講ずる。なお、事業者は改善計画書を市に提出するものとし、市は必要に応じて改善計画書の修正若しくは再作成を指示することができることとする。
- (2) 上記(1)の改善措置後、随時モニタリングを行った結果、改善されていないと市が判断した場合、引き続き本施設は停止状態とし、市は、再度事業者に改善措置を講ずることを通告する。
- (3) 本施設の全部が停止し、事業提案書における非常時の対応計画に基づく対応を行ってなお、本施設への搬入を制限・停止することとなった場合は、市は業務不履行と判断し、市は、以下 4 に記載する処理委託料の減額措置及び追加経費の負担を求めることができる。
- (4) 上記(1)の改善措置後、随時モニタリングを行った結果、本施設の稼働が可能であると市が判断した場合、稼働を再開し、処理委託料の減額措置及び追加経費の負担を解除する。
- (5) 本施設が改善されない状態が継続し、かつ、改善の見込みが困難であると市が判断した場合、市は、事業者と協議の上、本事業を継続するか否かを検討し、継続する場合は、本施設の運営及び維持管理に関する業務を行う者を変更することができる。また、継続しない場合、市は、本契約を解除することができる。

2 継続改善措置

- (1) 継続改善措置とした場合、市は、事業者に改善措置を講ずることを通告する。
このとき、市は本施設を停止させることなく事業者への監視をより強化する。
- (2) 通告を受けた事業者は、すみやかに改善計画書を作成し、市に提出し、市の確認を受けた上で、同計画書に従ってすみやかに改善措置を講ずる。市は必要に応じて改善計画書の修正若しくは再作成を指示することができることとする。
- (3) 改善措置後、随時モニタリングの結果、改善されていないと市が判断した場合、市は業務不履行と判断し、再度事業者に改善措置を講ずることを通告するとともに、以下 4 に記載する処理委託料の減額措置及び追加経費の負担を求めることができる。
- (4) 随時モニタリングの結果、改善が認められたと市が判断した場合は、業務不履行と見なさず処理委託料の減額措置を講じない。
- (5) 本施設が改善されない状態が継続し、かつ、改善の見込みが困難であると市が判断した場合、市は、事業者と協議の上、本事業を継続するか否かを検討し、継続する場合は、本施設の運営及び維持管理に関する業務を行う者を変更することができる。また、継続しない場合は、市は、本契約を解除することができる。

3 本施設への搬入制限・停止を行う必要が生じた場合の改善措置

上記「1」「2」に関わらず、業務の遂行に重大な影響を及ぼす事故等が発生し、本施設への搬入制限・停止を行う必要が生じた場合の改善措置は、以下のとおりとする。

- (1) 市は、事業者に改善措置を講ずることを通告する。
- (2) 通告を受けた事業者は、すみやかに改善計画書を作成し、同計画書に従って改善措置を講ずる。なお、事業者は改善計画書を市に提出するものとし、市は必要に応じて改善計画書の修正若しくは再作成を指示することができることとする。
- (3) 事業提案書における非常時の対応計画に基づく対応を行ってなお、本施設への搬入を制限・停止することとなった処理量・期間については、以下4に記載する処理委託料の減額措置及び追加経費の負担を求めることができる。

4 処理委託料の減額措置及び追加経費の負担

本契約に基づく処理委託料の減額措置及び追加経費の負担は次のとおりとする。

従量委託料相当額の減額

搬入を停止した量については、従量委託料相当額の支払いは行わない。

基本委託料相当額の減額

処理委託料のうち基本委託料相当額についても、搬入を停止した期間については、月単位を原則として下記の算定方法による減額措置を行う場合がある。

基本委託料 相当額の減額	=	当該月の 基本委託料相当額	×	$\frac{\text{搬入を制限・停止した日数}}{\text{当該月の搬入予定日数}}$	×	$\frac{\text{搬入を制限した量}}{\text{当該月の収集量}}$
-----------------	---	------------------	---	---	---	--

本施設へ搬入できないを期間の追加経費

本施設への搬入を制限したプラスチック製容器包装を、緊急避難措置として市の焼却工場で処理を行った場合、焼却工場で処理した量については、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年条例第28号）に基づく処理手数料を徴収する場合がある。

また、本施設から搬送先が変更となること等により発生する追加経費の負担を求める場合がある。

別紙 10 法令等変更の場合の費用分担規程

法令等変更	市負担割合	事業者負担割合
本事業に直接関係する法令等変更の場合	100%	0%
法人の利益に係る法人税についての法令等変更の場合	0%	100%
外形標準課税に係る法令等変更の場合	0%	100%
上記記載の法令以外の法令等変更の場合	0%	100%

なお、「本事業に直接関係する法令等」とは、本事業と類似のサービスを提供する施設の整備、運営、維持管理その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、消費税率及び地方消費税率の変更並びに法人の利益に係るもの以外の法人税の変更も含まれるが、これに該当しない税制変更及び事業に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。ただし、本事業の収益性に重大な影響を及ぼす税制の改正があった場合には、市と事業者はその負担割合につき協議することができるものとする。

別紙 1 1 年度別処理見込量

入札説明書作成時点での見込数字であり、実際の搬入量を保証するものではありません。また、平成 19 年度の見込量は、平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月までの 1 年間の見込量のため、施設整備のスケジュールにより、稼動開始を平成 19 年 7 月とする場合、月割により減じた量を見込むこととします。(具体的には、下表の平成 19 年度の欄には 12,650 t としていますが、9/12 を乗じた、9,500 t を見込量とします。)

市では、市民の分別協力率、プラスチック製容器包装の軽量化や他材質への変更等により、処理見込量の一定の範囲での変動があるものと考えます。今後の実績等に基づき見直しを実施した場合は、すみやかに事業者へ通知することとします。

年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
処理見込量	12,650 t	13,340 t	13,800 t	14,260 t	14,720 t
年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
処理見込量	15,180 t	15,640 t	16,100 t	16,100 t	16,100 t
年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
処理見込量	16,100 t	16,100 t	16,100 t	16,100 t	16,100 t

別紙 1 2 分別基準適合物の品質基準等

分別基準適合物の品質等の基準については、容器包装リサイクル法第 21 条で指定される指定法人が示す、当該年度の「引き取り品質ガイドライン」及び指定法人から示される品質等に関する基準に準拠すること。

1 分別基準適合物の品質基準（目標）

項目	目標（重量）	備考
プラスチック製容器包装	90%以上	
飲料、しょうゆ用のペットボトル	混入していないこと	
他素材の容器包装	混入していないこと	金属、ガラス、紙製等の他の素材の容器包装が混入しないようにする
容器包装以外のプラスチック	原則として、混入していないこと	バケツ、洗面器、カセットテープ、懐中電灯等の容器包装以外のプラスチック製品が混入しないようにする
上記以外の異物	混入していないこと	刃物、容器以外のガラス・金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物が混入しないようにする
水分	雫がたれないこと	

2 ベールの寸法、重量、結束材

寸法（mm）	重量（kg）	結束材
600×400×300	18～20	PP又はPETバンド
600×400×600	36～50	同上
1,000×1,000×1,000	250～350	同上又はスチールバンド

3 その他

1 及び 2 の基準については、「平成18年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（平成17年7月1日 財団法人に本容器包装リサイクル協会）」から抜粋したもの。詳細については、別途参照すること。